

【資料23】

令和4年度集団指導資料（明石市）

明石市からのお知らせ

明石市福祉局福祉政策室福祉施設安全課

1 各事業所等へのお知らせ

各事業所等からの相談や実地指導において確認した事項について、特にご注意していただきたいものを次ページ以降に記載しております。

明石市内の各事業所等におかれましては、基準等に則って、適切な介護サービスの提供を実施していただきますようお願いします。

（1）身体拘束未実施減算について

【(地密)特養・(地密)特定施設・老健・
認知症対応型共同生活介護】

○上記の施設等において、**以下の内容ができていない場合は減算**になります。

- ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること

（2）栄養管理について

【(地密)特養・老健】

○令和3年度より栄養マネジメント加算が廃止され、下記の内容を基本サービスとして行うこととされています。

※適切に行われていない場合、令和6年4月1日より減算

- ・ 栄養士又は管理栄養士を1以上配置すること
- ・ 入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと

※令和6年3月31日までは努力義務（令和6年4月1日より義務化）

※栄養管理の手順等については解釈通知や別途通知の内容をご確認ください。
手順等で不明な点があれば、保健総務課（078-918-5414）までお問い合わせください。

（3）口腔衛生の管理について

【(地密)特養・老健】

○令和3年度より口腔衛生管理体制加算が廃止され、下記の内容を基本サービスとして行うこととされています。

※減算項目ではありません

- ・入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

※令和6年3月31日までは努力義務（令和6年4月1日より義務化）

※口腔衛生の管理の手順等については、解釈通知の内容もご確認ください。

（４）居宅介護支援における 主な減算項目について 【居宅介護支援事業所】

○居宅介護支援事業所において、下記の業務が適切に行われていない事例が見受けられます。その場合、**基本報酬部分について算定しない**こととなりますのでご注意ください。

- あらかじめ、利用者に対して、下記の内容を文書を交付して説明を行うこと
 - ①利用者は複数のサービス事業者等を紹介するよう求めることができること
 - ②利用者は居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること
 - ③前6月間に居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等の回数の中に同一の事業者が占める割合 他

（5）令和6年3月31日まで
努力義務になっている項目について
【全事業所】

- ・ 業務継続計画の策定等
- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策
- ・ 虐待の発生や再発を防止するための対策

（6）業務管理体制に係る届出について 【全事業所】

- 法人の代表者や住所等が変更となった場合、指定内容の変更とともに業務管理体制に係る届出も必要となります。
届出様式等：明石市ホーム > 健康・福祉 > 介護保険 > 事業者の方へ 介護事業者向け情報 > 事業所の指定に関すること > 介護保険事業者の業務管理体制の整備に係る届出
- 業務管理体制の整備内容や運営状況について、定期的（おおむね6年に1回）に確認検査（一般検査）を行っているため、通知が届いた事業者（明石市に届出をした事業者のみ）はご対応をお願いします。

（7）高齢者虐待の防止について 【全事業所】

- ・ 養介護施設従事者による高齢者虐待（疑い）について、特に下記の項目については各事業所においても注意してください。

- ①利用者に対する不適切な言葉遣い
（「～ちゃん」付けで呼んだり、必要以上に強い口調など）
- ②身体拘束について適正な手続き等がされていない

※虐待の未然防止や早期発見のための取組（研修など）をしていただきますようお願いいたします。

（8）その他 【全事業所】

- 基準（人員・運営）や各種加算について、**それぞれの内容や算定要件等をよく確認**すること。
- 不明な点があれば、明石市高齢者総合支援室給付係や福祉施設安全課に問い合わせること。

2 明石市高齢者総合支援室からの お知らせ

「処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算の計画書」や「指定申請」「更新申請」に係る申請書についてのお知らせを次ページ以降に記載しております。

（1） 処遇改善加算・特定処遇改善加算・
ベースアップ等支援加算の計画書に
ついて
【全事業所】

・ 令和5年度の計画書について、厚労省において簡素化したものを作成中であり、2月末日途に示される予定です。その後兵庫県で様式を作成し、明石市ホームページに掲載しますので、事業所から市への提出〆切は4月15日とする予定です。

（２）指定申請・更新申請・変更届等の 様式変更について 【全事業所】

・電子申請への対応や事業所の負担軽減のため、市で使用している様式を国標準様式に変更する予定です。付表や参考様式は2月から変更しており、申請書関係は4月から変更の予定です。市HPからダウンロードしていただきますようお願いします。

なお、電子申請の導入については準備中です。時期が決まりましたら改めてお知らせします。

3 問い合わせ

- ・「本集団指導資料（明石市）」全体に関すること
- ・「本集団指導資料（明石市）」1(1)～(8)について
☞ 明石市福祉局福祉政策室福祉施設安全課
☎ 078-918-5279 FAX 078-918-5114
メール fukushianzen@city.akashi.lg.jp
- ・「本集団指導資料（明石市）」1(8)、2について
☞ 明石市福祉局高齢者総合支援室給付係
☎ 078-918-5091 FAX 078-919-4060
メール kaigo@city.akashi.lg.jp

【参考】

- 解釈通知（栄養管理及び口腔衛生の管理に関する内容を含む）
 - 特養　　：介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年老企第43号）
 - 老健　　：介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年老企第44号）
 - 地密特養：指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年老計発0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）
- 栄養管理に関する通知
 - リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和3年老認発0316第3号・老老発0316第2号）